

子どものいじめ・虐待防止緊急宣言

～道民一丸となっていじめや虐待をなくすために～

道内の児童虐待は増加の傾向にあり、先日も、苫小牧市において、虐待により尊い幼い命が失われるという痛ましい事件が発覚し、また、北海道教育委員会の調査で、道内の児童生徒のうち約二万人がいじめを受けているということが明らかになりました。このように虐待やいじめにより心に傷を受け、尊い命が失われることは、胸が痛むと同時に残念でなりません。

「虐待」や「いじめ」から子どもたちを守るためには、道民のみなさんが子育てに関心を持ち、子どもの見守りや声かけなど、社会全体で支え合う仕組みづくりが何よりも大切なのです。

心のふれあう明るい家庭づくりを

家庭は、家族の温かい人間関係を通してお互いの気持ちを伝え合う大切な場です。また、子どもたちが基本的な規範意識や生活習慣を学ぶなど、人格形成の場です。

道民家庭の日（毎月第三日曜日）や道民育児の日（毎月十九日）も有効に活用して、家族の絆をあらためて確認し、団らんの中で次代を担う子どもを慈しみ育てる家庭であってほしいのです。

子どものわずかな変化を見逃さないでください。いじめを受けている子は、一人で苦しんでいます。「何があっても大丈夫」と一声かけて、悩みやつらさを受け止めてください。

子育てに悩んでいるあなたに

あなたが、子どもをうまく受け入れられない、つい、イライラして子どもにきつく当たってしまう時、立ち止まる勇気をもってください。子どもにとってあなたは大切な存在なのです。

日頃の子育ての心配、不安、疑問を、身近な市町村や児童相談所などに気軽に相談してほしいのです。

児童生徒のみなさんに

いじめを受けている人のつらさを考えてください。

いじめでつらい思いをしている人は、決して一人で悩まず、誰かにそのつらさを伝える勇気をもってください。

電話による相談を、二十四時間受け付けています。

北海道の未来を担う宝である子どもたちが、心豊かに成長することができるよう、地域のみなさんと一体となって、虐待やいじめの根絶を目指し社会全体で安心して子どもを産み育てることのできる地域づくりに向けて積極的に取り組みます。

平成十九年三月七日

北海道

北海道教育委員会

北海道警察本部

【相談窓口】

いじめに関すること

北海道立教育研究所

〇二二〇一三八八一五六

児童虐待に関すること

（各地域の児童相談所名及び連絡先を記入）
又は各教育局まで
又は児童家庭支援センターまで